

## 地方の道路整備促進と道路財源の確保に関する意見書

徳島県は、豊かな自然環境のもと第一次産業を中心として、県土全域を利用する分散型の地域社会を形成している。このため、都市部と比較し人口集積が低いことから公共交通機関の発達が遅れ、県民生活の大部分を自動車交通に依存しており、道路は、県民の「生活を支え」「命を守り」「活力の基盤」となる最も重要な社会基盤となっている。

こうした状況の中、本県においては、四国横断自動車道をはじめ「四国8の字ネットワーク」の整備、県都の渋滞対策、南海地震に備えた緊急輸送道路等の道路整備を県政の最重点施策として取り組んでいるところであるが、厳しい自然条件等により、その整備水準は、全国に比べ質及び量ともに大きく立ち遅れている。

一方、道路特定財源制度については、平成21年度から一般財源化の基本方針が決定され、生活者の目線でその使い方の見直しをすることの方針が示されたところであるが、都市と地方の道路整備のあり方を含め、未だ国民的な合意には至っていない状況にある。

本県においては、大都市圏に比べ一世帯当たり約3倍もの道路関係税を負担し、これまで多額の一般財源と借入金を充当し道路整備を行ってきたところであり、遅れている地方に必要な財源が確保されなければ、地方の道路整備はますます遅れ、都市部との地域間格差は一層拡大するとともに、現下の原油価格高騰や景気の急激な悪化と相まって、県民生活及び社会・経済活動に深刻な影響を及ぼすことが危惧される。

このため、国においては、このような地方の声や実情を十分にご理解いただき、道路特定財源の一般財源化にあたって、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

- 1 地域間格差の是正を図るため、地方重視の観点から、「本州四国連絡道路の通行料金引き下げ」や「四国8の字ネットワーク等の必要な道路整備」をはじめ、地方の道路整備等の財源を安定的かつ十分に確保する仕組みを構築するとともに、道路整備が遅れている地方への重点配分を図ること。
  - 2 本州四国連絡道路の整備効果を生かし地域の活性化を図るため、割引制度の拡充や割高な通行料金の恒久的な引き下げを実施すること。
  - 3 地方の道路整備が計画的に推進できるよう「地方道路整備臨時交付金制度」を存続・拡充し、財政力の弱い地方への更なる交付割合の引上げや優先配分を行うこと。
  - 4 地方の財政負担を軽減する地方道路整備臨時貸付制度を継続し、道路整備が遅れた地方への優先的な配分を行うとともに、償還時の負担軽減措置を図ること。
  - 5 新たな道路整備計画の策定にあたっては、既存の費用対効果の評価に加えて、「命の道」となっている地方の道路の役割を十分評価するなど、道路整備が遅れている地方の意見を十分に反映し、高規格幹線道路から中山間地域の生命線道路まで、地方の必要な道路整備を着実に進めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月17日

徳島県議会議長 福 山 守